

報告第 3 号

令和 6 年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
2 総務費	1 総務管理費	国際友好交流事業	9,762,000	9,762,000	800,000	4,000,000	4,962,000
						他 4,000,000	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金給付事業	328,000,000	324,776,000	0	324,776,000	0
						国 324,776,000	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業（県補助分）	56,845,000	56,845,000	0	56,845,000	0
						国 56,845,000	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業（市独自分）	26,100,000	26,100,000	0	26,100,000	0
						国 26,100,000	
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉総務費	13,259,000	13,259,000	0	13,259,000	0
						国 13,259,000	
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険総務費（特別会計によらないもの）	26,603,000	26,603,000	0	26,603,000	0
						国 26,603,000	
3 民生費	2 児童福祉費	住民税非課税世帯給付金（子育て世帯分）給付事業	25,675,000	25,327,000	0	25,327,000	0
						国 25,327,000	
3 民生費	2 児童福祉費	住民税所得割のみ課税世帯給付金（子育て世帯分）給付事業	8,988,000	8,988,000	0	8,988,000	0
						国 8,988,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業	12,545,000	12,431,000	0	12,431,000	0
						国 12,431,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	地域脱炭素化推進事業	47,407,000	33,185,000	0	33,185,000	0
						国 33,185,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	21,945,000	21,945,000	0	21,945,000	0
						国 21,945,000	
7 商工費	1 商工費	登山道等整備事業	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	0
						他 5,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	県営新設改良事業負担金	97,078,000	97,078,000	0	96,993,000	85,000
						国 53,393,000	
						地 43,600,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（交付金）	34,000,000	34,000,000	0	33,150,000	850,000
						国 17,550,000	
						地 15,600,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業（交付金）	27,000,000	27,000,000	0	25,075,000	1,925,000
						国 12,775,000	
						地 12,300,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（松糸道路関連）	20,000,000	20,000,000	0	18,950,000	1,050,000
						国 10,450,000	
						地 8,500,000	
8 土木費	4 都市計画費	下水道施設統廃合事業	53,100,000	50,500,000	0	50,500,000	0
						地 50,500,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
						国県支出金 地方債		
10教育費	2 小学校費	小学校冷房設備等整備事業	14,459,000	14,459,000	0	13,865,000	594,000	
						国		1,865,000
						地		12,000,000
10教育費	2 小学校費	穂高西小学校施設改修事業	161,126,000	161,126,000	0	156,433,000	4,693,000	
						国		23,333,000
						地		133,100,000
10教育費	2 小学校費	三郷小学校施設改修事業	1,836,483,000	1,692,920,000	0	1,502,201,000	190,719,000	
						国		399,401,000
						地		1,102,800,000
10教育費	3 中学校費	中学校冷房設備等整備事業	45,488,000	45,488,000	0	44,008,000	1,480,000	
						国		5,608,000
						地		38,400,000
10教育費	3 中学校費	三郷中学校施設改修事業	92,038,000	92,038,000	0	89,622,000	2,416,000	
						国		15,422,000
						地		74,200,000
10教育費	3 中学校費	中学校照明LED化事業	31,647,000	31,647,000	0	31,148,000	499,000	
						国		8,148,000
						地		23,000,000
10教育費	6 保健体育費	豊科武道館柔道場非構造部材耐震化工事	171,839,000	171,839,000	0	165,883,000	5,956,000	
						国		19,883,000
						地		146,000,000
11災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧事業	34,643,000	34,643,000	0	30,979,000	3,664,000	
						国		30,979,000
合 計			3,201,030,000	3,036,959,000	800,000	2,817,266,000	218,893,000	
						国		1,148,266,000
						地		1,660,000,000
						他		9,000,000

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

報告第 4 号

令和 6 年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業 (市単独)	105, 241, 000	29, 070, 000	76, 171, 000	0	76, 171, 000	0	0	76, 171, 000
								0		
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業 (合併特例債)	30, 372, 000	10, 601, 000	19, 771, 000	0	19, 771, 000	0	18, 700, 000	1, 071, 000
								0	地 18, 700, 000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業 (黒沢川調整池関連)	757, 000	0	757, 000	0	757, 000	0	0	757, 000
								0		
合 計			136, 370, 000	39, 671, 000	96, 699, 000	0	96, 699, 000	0	18, 700, 000	77, 999, 000
								国	0 国	
								地	0 地 18, 700, 000	
								他	0 他 0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

報告第 5 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和6年度 国道19号電線共同溝施工に伴う配水管布設替工事	56,650,000	0	56,650,000	0	56,650,000	0	0	長野国道事務所発注の電線共同溝工事の工程に遅れが生じたため。
		令和6年度 県道塩尻鍋割穂高線道路改良に伴う配水管布設替工事	22,000,000	0	22,000,000	1,486,100	20,513,900	0	0	安曇野建設事務所発注の道路改良工事の工程に遅れが生じたため。
		令和6年度 黒沢川橋歩道橋設置に伴う配水管布設替工事	5,280,000	0	5,280,000	1,672,000	3,608,000	0	0	安曇野建設事務所発注の歩道橋設置工事の工程に遅れが生じたため。
		令和6年度 下水道布設（明科幹線5工区ほか）に伴う配水管布設替工事	66,000,000	0	66,000,000	19,719,700	46,280,300	0	0	下水道課発注の管渠工事の資材調達に不測の日数が生じ、工程に遅れが出たため。
		令和6年度 上原水源地CS3000・LCD監視装置更新工事	165,000,000	0	165,000,000	0	165,000,000	0	0	半導体不足等により機器の納期に遅れが生じたため。
合 計			314,930,000	0	314,930,000	22,877,800	292,052,200	0	0	

報告第 6 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書について

本件について、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支払 義務 発生 (見込) 額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越 繰越額に係 る財源内訳	翌年度 繰越繰越額 に係る繰越 を要するた な卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				企業債 損益勘定 留保資金	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	穂高豊里 整備事業	378,851,000	204,966,000	0	204,996,000	0	204,996,000	204,996,000	90,000,000	0
										114,966,000	

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						交付金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和6年度 下水道施設統廃合事業管路工事	204,784,000	0	204,784,000	99,892,000	52,400,000	52,200,000	292,000	0	0	資材調達に不測の日数を要したため。
		令和6年度 下水道施設統廃合事業管路工事現場技術業務委託	7,825,000	0	7,825,000	3,909,000	1,900,000	1,800,000	216,000	0	0	本業務対象工事が繰り越されるため。
		令和6年度 下水道施設統廃合事業管路工事に伴う上水道補償	19,720,000	0	19,720,000	9,859,000	4,900,000	4,900,000	61,000	0	0	本業務対象工事が繰り越されるため。
		令和6年度 改築更新事業管路工事	39,600,000	0	39,600,000	19,800,000	19,700,000	0	100,000	0	0	国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であるため。
		令和6年度 改築更新事業管路工事現場技術業務委託	2,376,000	0	2,376,000	1,143,000	1,100,000	0	133,000	0	0	本業務対象工事が繰り越されるため。
		令和6年度 改築更新事業管路工事に伴う上水道補償	3,300,000	0	3,300,000	1,157,000	2,100,000	0	43,000	0	0	本業務対象工事が繰り越されるため。
合 計			277,605,000	0	277,605,000	135,760,000	82,100,000	58,900,000	845,000	0	0	

報告第 8 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

別記様式

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 債権を放棄した日 令和7年3月5日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成20年度	1	2,585	
条例第6条第1項第1号に該当	平成21年度	4	13,762	
条例第6条第1項第1号に該当	平成23年度	1	3,000	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	2	4,500	
条例第6条第1項第1号に該当	平成26年度	3	9,840	
条例第6条第1項第1号に該当	平成29年度	3	10,790	
条例第6条第1項第1号に該当	平成30年度	8	24,640	
条例第6条第1項第1号に該当	平成31年度	3	12,340	
条例第6条第1項第1号に該当	令和2年度	3	7,898	
条例第6条第1項第1号に該当	令和3年度	8	26,870	
条例第6条第1項第1号に該当	令和4年度	5	18,798	
条例第6条第1項第2号に該当	令和4年度	2	4,308	
条例第6条第1項第2号に該当	令和5年度	5	14,802	
条例第6条第1項第3号に該当	令和4年度	2	4,296	
条例第6条第1項第3号に該当	令和5年度	6	39,003	
条例第6条第1項第4号に該当	平成15年度	3	36,450	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	4	54,780	
条例第6条第1項第4号に該当	平成17年度	5	54,506	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	2	53,236	
条例第6条第1項第4号に該当	平成19年度	4	58,204	
条例第6条第1項第4号に該当	平成20年度	8	90,378	
条例第6条第1項第4号に該当	平成21年度	8	49,452	
条例第6条第1項第4号に該当	平成22年度	6	35,963	
条例第6条第1項第4号に該当	平成23年度	2	12,060	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	2	23,275	
条例第6条第1項第4号に該当	平成28年度	11	183,753	
条例第6条第1項第4号に該当	平成29年度	16	193,879	
条例第6条第1項第4号に該当	平成30年度	12	54,350	
条例第6条第1項第4号に該当	平成31年度	6	41,746	

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第4号に該当	令和2年度	5	24,860	
合計		150	1,164,324	

- 4 時効の根拠及び時効期間 改正民法（施行日：令和2年4月1日）第166条により5年
（改正前に締結した給水契約に基づいて発生した水道料金は、改正民法附則第10条第4項により改正前民法第173条が適用され2年）

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第33条第5項中「第34条の8」を「第34条の9」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「次条」を「次条第1項」に改め、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第54条第8項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第62条の2第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改め

る。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第91条第2項中「法445条」を「法第445条」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ

（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の安曇野市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に係る経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、安曇野市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 安曇野市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号）

令和 6 年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,080,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,001,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		530,495	△ 21,596	508,899
	1 地方揮発油譲与税	119,000	△ 676	118,324
	2 自動車重量譲与税	383,000	△ 20,894	362,106
	3 森林環境譲与税	28,495	△ 26	28,469
3 利子割交付金		3,000	2,261	5,261
	1 利子割交付金	3,000	2,261	5,261
4 配当割交付金		50,000	44,632	94,632
	1 配当割交付金	50,000	44,632	94,632
5 株式等譲渡所得割交付金		61,000	65,054	126,054
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,000	65,054	126,054
6 法人事業税交付金		199,000	9,013	208,013
	1 法人事業税交付金	199,000	9,013	208,013
7 地方消費税交付金		2,400,000	25,328	2,425,328
	1 地方消費税交付金	2,400,000	25,328	2,425,328
8 ゴルフ場利用税交付金		35,000	591	35,591
	1 ゴルフ場利用税交付金	35,000	591	35,591
9 環境性能割交付金		58,000	△ 3,227	54,773
	1 環境性能割交付金	58,000	△ 3,227	54,773
10 地方特例交付金		549,393	6,628	556,021
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	6,628	6,628
11 地方交付税		12,442,452	122,406	12,564,858
	1 地方交付税	12,442,452	122,406	12,564,858
12 交通安全対策特別交付金		11,900	△ 1,175	10,725
	1 交通安全対策特別交付金	11,900	△ 1,175	10,725
13 分担金及び負担金		252,308	22,476	274,784
	1 分担金	1,676	797	2,473
	2 負担金	250,632	21,679	272,311
14 使用料及び手数料		311,269	△ 12,316	298,953
	1 使用料	145,975	△ 48	145,927
	2 手数料	165,294	△ 12,268	153,026
15 国庫支出金		6,983,757	△ 386,417	6,597,340
	1 国庫負担金	3,648,476	△ 29,645	3,618,831
	2 国庫補助金	3,308,891	△ 358,601	2,950,290
	3 国庫委託金	26,390	1,829	28,219

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,934,619	△ 125,375	2,809,244
	1 県負担金	1,573,828	△ 50,721	1,523,107
	2 県補助金	1,111,259	△ 60,084	1,051,175
	3 県委託金	249,532	△ 14,570	234,962
17 財産収入		105,621	941	106,562
	1 財産運用収入	93,852	941	94,793
18 寄附金		709,731	△ 42,529	667,202
	1 寄附金	709,731	△ 42,529	667,202
19 繰入金		3,160,952	△ 1,395,192	1,765,760
	1 特別会計繰入金	1,441	326	1,767
	2 基金繰入金	3,159,511	△ 1,395,518	1,763,993
21 諸収入		2,642,410	△ 47,203	2,595,207
	1 延滞金・加算金及び過料	9,900	△ 1,300	8,600
	2 預金利子	164	54	218
	3 貸付金元利収入	1,764,166	△ 4,516	1,759,650
	5 雑入	866,623	△ 41,441	825,182
22 市債		7,631,767	△ 344,300	7,287,467
	1 市債	7,631,767	△ 344,300	7,287,467
補正に係らない款・項		13,008,326	0	13,008,326
歳入合計		54,081,000	△ 2,080,000	52,001,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		252,284	△ 7,031	245,253
	1 議会費	252,284	△ 7,031	245,253
2 総務費		6,120,407	△ 235,878	5,884,529
	1 総務管理費	5,235,227	△ 182,197	5,053,030
	2 徴税費	568,517	△ 33,767	534,750
	3 戸籍住民基本台帳費	198,206	△ 4,616	193,590
	4 選挙費	76,957	△ 13,119	63,838
	5 統計調査費	13,922	△ 2,177	11,745
	7 公平委員会費	524	△ 2	522
3 民生費		17,436,321	△ 755,350	16,680,971
	1 社会福祉費	10,290,670	△ 571,042	9,719,628
	2 児童福祉費	6,251,376	△ 139,687	6,111,689
	3 生活保護費	893,775	△ 44,991	848,784
	4 災害救助費	500	370	870
4 衛生費		3,096,851	△ 303,923	2,792,928
	1 保健衛生費	2,181,346	△ 293,223	1,888,123
	2 清掃費	856,143	△ 10,700	845,443
5 労働費		61,415	300	61,715
	1 労働費	61,415	300	61,715
6 農林水産業費		2,013,946	△ 58,510	1,955,436
	1 農業費	937,636	△ 39,286	898,350
	2 林業費	420,816	△ 9,310	411,506
	3 耕地費	655,309	△ 9,914	645,395
7 商工費		2,758,590	△ 32,163	2,726,427
	1 商工費	2,758,590	△ 32,163	2,726,427
8 土木費		4,883,839	△ 219,235	4,664,604
	1 土木管理費	249,668	△ 6,960	242,708
	2 道路橋梁費	1,882,284	△ 58,970	1,823,314
	3 河川費	137,342	△ 12,281	125,061
	4 都市計画費	2,147,771	△ 32,050	2,115,721
	5 住宅費	466,774	△ 108,974	357,800
9 消防費		1,586,638	△ 21,197	1,565,441
	1 消防費	1,586,638	△ 21,197	1,565,441

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		8,343,794	△ 288,529	8,055,265
	1 教育総務費	2,175,904	△ 87,203	2,088,701
	2 小学校費	2,571,612	△ 8,422	2,563,190
	3 中学校費	590,080	△ 7,689	582,391
	4 幼稚園費	109,964	△ 26,349	83,615
	5 社会教育費	2,413,670	△ 122,148	2,291,522
	6 保健体育費	482,564	△ 36,718	445,846
11 災害復旧費		44,310	△ 1,434	42,876
	1 土木施設災害復旧費	7,500	△ 1,434	6,066
12 公債費		7,412,605	△ 157,050	7,255,555
	1 公債費	7,412,605	△ 157,050	7,255,555
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		70,000	0	70,000
歳 出 合 計		54,081,000	△ 2,080,000	52,001,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	県営新設改良事業負担金	97,078

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	315, 200	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	232, 600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
公共施設等適正管理推進事業債(民生債)	7, 100	同上	同上	同上	3, 900	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(民生債)	191, 600	同上	同上	同上	125, 400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(衛生債)	6, 500	同上	同上	同上	5, 400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(農林債)	184, 700	同上	同上	同上	183, 500	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債(農林債)	79, 900	同上	同上	同上	79, 300	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	55, 400	同上	同上	同上	44, 800	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	573, 400	同上	同上	同上	554, 900	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債	131, 900	同上	同上	同上	119, 600	同上	同上	同上
過疎対策事業債(土木債)	88, 500	同上	同上	同上	101, 600	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(土木債)	25, 100	同上	同上	同上	22, 000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災対策事業債	33,900	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	31,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債(消防債)	86,300	同上	同上	同上	81,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	2,246,500	同上	同上	同上	2,096,900	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債	334,700	同上	同上	同上	782,600	同上	同上	同上
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(教育債)	525,900	同上	同上	同上	77,400	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(教育債)	121,400	同上	同上	同上	121,100	同上	同上	同上

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和 6 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第 1 号)

令和 6 年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167,521千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,364,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,768,804	△ 4	1,768,800
	1 国民健康保険税	1,768,804	△ 4	1,768,800
3 国庫支出金		4,935	38	4,973
	1 国庫補助金	4,935	38	4,973
4 県支出金		6,926,623	△ 157,411	6,769,212
	1 県補助金	6,926,622	△ 157,410	6,769,212
	2 財政安定化基金交付金	1	△ 1	0
6 繰入金		713,937	△ 7,784	706,153
	1 他会計繰入金	563,937	△ 7,784	556,153
8 諸収入		59,979	△ 2,360	57,619
	1 延滞金及び過料	4,702	△ 2	4,700
	3 貸付金元利収入	2,000	△ 2,000	0
	5 特定健診等個人負担金	1,700	△ 358	1,342
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		57,761	0	57,761
歳 入 合 計		9,532,039	△ 167,521	9,364,518

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		49,255	△ 4,426	44,829
	1 総務管理費	39,150	△ 2,838	36,312
	2 賦課徴収費	9,675	△ 1,398	8,277
	3 運営協議会費	364	△ 187	177
	4 趣旨普及費	66	△ 3	63
2 保険給付費		6,864,961	△ 157,549	6,707,412
	1 療養諸費	5,875,000	△ 99,833	5,775,167
	2 高額療養費	938,200	△ 45,192	893,008
	3 移送費	250	△ 250	0
	4 出産育児諸費	25,011	△ 8,797	16,214
	5 葬祭諸費	5,400	△ 2,340	3,060
	6 精神諸費	21,000	△ 1,037	19,963
	7 傷病手当諸費	100	△ 100	0
3 国民健康保険事業費 納付金		2,272,226	0	2,272,226
	1 医療給付費分	1,434,957	0	1,434,957
4 保健事業費		182,917	△ 46,740	136,177
	1 保健事業費	17,271	△ 5,363	11,908
	2 特定健康診査等事業費	165,646	△ 41,377	124,269
6 公債費		1	△ 1	0
	1 公債費	1	△ 1	0
7 諸支出金		71,913	△ 842	71,071
	1 償還金利子及び還付加算金	71,913	△ 842	71,071
8 予備費		59,927	42,037	101,964
	1 予備費	59,927	42,037	101,964
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		30,839	0	30,839
歳 出 合 計		9,532,039	△ 167,521	9,364,518

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和 6 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第 1 号)

令和 6 年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,790 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,673,211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,289,787	△ 6,240	1,283,547
	1 後期高齢者医療保険料	1,289,787	△ 6,240	1,283,547
2 使用料及び手数料		100	36	136
	1 手数料	100	36	136
3 繰入金		355,420	△ 327	355,093
	1 一般会計繰入金	355,420	△ 327	355,093
5 諸収入		1,031	△ 259	772
	1 延滞金、加算金及び過料	11	34	45
	2 償還金及び還付加算金	1,020	△ 293	727
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		33,663	0	33,663
歳 入 合 計		1,680,001	△ 6,790	1,673,211

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,405	△ 289	6,116
	1 総務管理費	18	△ 13	5
	2 徴収費	6,387	△ 276	6,111
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,671,465	△ 44,948	1,626,517
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,671,465	△ 44,948	1,626,517
3 諸支出金		1,020	△ 292	728
	1 償還金及び還付加算金	1,020	△ 292	728
4 予備費		1,111	38,739	39,850
	1 予備費	1,111	38,739	39,850
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		1,680,001	△ 6,790	1,673,211

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和6年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和6年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,626千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,345,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		2, 146, 099	48, 964	2, 195, 063
	1 介護保険料	2, 146, 099	48, 964	2, 195, 063
2 使用料及び手数料		185	24	209
	1 手数料	185	24	209
3 国庫支出金		2, 314, 080	86, 675	2, 400, 755
	1 国庫負担金	1, 707, 755	60, 350	1, 768, 105
	2 国庫補助金	606, 325	26, 325	632, 650
4 支払基金交付金		2, 649, 079	△ 53, 206	2, 595, 873
	1 支払基金交付金	2, 649, 079	△ 53, 206	2, 595, 873
5 県支出金		1, 428, 882	9, 311	1, 438, 193
	1 県負担金	1, 354, 089	11, 708	1, 365, 797
	2 県補助金	74, 793	△ 2, 397	72, 396
6 サービス収入		23, 480	△ 1, 256	22, 224
	1 介護予防給付費収入	23, 480	△ 1, 256	22, 224
8 繰入金		1, 536, 893	△ 137, 828	1, 399, 065
	1 一般会計繰入金	1, 443, 813	△ 44, 748	1, 399, 065
	2 基金繰入金	93, 080	△ 93, 080	0
10 諸収入		5	1, 690	1, 695
	1 預金利子	1	△ 1	0
	2 雑入	3	1, 633	1, 636
	3 延滞金・加算金及び過料	1	58	59
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		292, 835	0	292, 835
歳 入 合 計		10, 391, 538	△ 45, 626	10, 345, 912

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		117,078	△ 11,697	105,381
	1 総務管理費	19,604	△ 1,296	18,308
	2 徴収費	5,421	△ 165	5,256
	3 介護認定審査会費	92,053	△ 10,236	81,817
2 保険給付費		9,421,063	△ 191,605	9,229,458
	1 介護サービス等諸費	9,007,158	△ 166,071	8,841,087
	2 その他諸費	8,970	△ 116	8,854
	3 高額介護サービス等費	198,124	△ 1,275	196,849
	4 特定入所者介護サービス等費	178,379	△ 23,981	154,398
	5 高額医療合算介護サービス等費	28,432	△ 162	28,270
3 地域支援事業		525,483	△ 31,847	493,636
	1 介護予防事業	26,342	0	26,342
	2 包括的支援事業・任意事業費	135,130	△ 8,031	127,099
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	361,200	△ 23,816	337,384
	4 その他諸費	2,811	0	2,811
4 介護サービス事業費		22,843	△ 2,184	20,659
	1 介護予防支援事業	22,843	△ 2,184	20,659
5 保健福祉事業費		8,710	△ 2,199	6,511
	1 保健福祉事業費	8,710	△ 2,199	6,511
7 公債費		100	△ 100	0
	1 公債費	100	△ 100	0
8 諸支出金		213,622	△ 1	213,621
	1 償還金及び還付加算金	213,622	△ 1	213,621
9 予備費		50	194,007	194,057
	1 予備費	50	194,007	194,057
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		82,589	0	82,589
歳 出 合 計		10,391,538	△ 45,626	10,345,912

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和6年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（専決第1号）

令和6年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ775千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,619千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		5,334	△ 775	4,559
	1 他会計繰入金	5,334	△ 775	4,559
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		60	0	60
歳 入 合 計		5,394	△ 775	4,619

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		5,394	△ 775	4,619
	1 産業団地事業費	5,394	△ 775	4,619
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		5,394	△ 775	4,619

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和 6 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）

令和 6 年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,798千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		14,366	1,822	16,188
	1 他会計繰入金	14,366	1,822	16,188
2 諸収入		3,620	△ 3,620	0
	1 雑入	3,620	△ 3,620	0
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		5	0	5
歳 入 合 計		17,991	△ 1,798	16,193

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		17,991	△ 1,798	16,193
	1 施設事業費	17,991	△ 1,798	16,193
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		17,991	△ 1,798	16,193

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 1 日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 7 年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,270,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		3,706,236	20,000	3,726,236
	2 基金繰入金	3,704,601	20,000	3,724,601
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		46,543,764	0	46,543,764
歳 入 合 計		50,250,000	20,000	50,270,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		2,740,493	4,912	2,745,405
	1 商工費	2,740,493	4,912	2,745,405
11 災害復旧費		3,007	15,088	18,095
	2 農林水産施設災害復旧費	1,507	15,088	16,595
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		47,506,500	0	47,506,500
歳 出 合 計		50,250,000	20,000	50,270,000